

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に係る届出事項を変更した旨の届出があった。

当該届出に係る事項については、一般の縦覧に供するので、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに大阪府知事に意見書を提出することができる。

令和8年6月5日

大阪府知事 吉村 洋文

## 1 届出の概要

### (1) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の住所

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

### (2) 大規模小売店舗の所在地及び名称

寝屋川市宝町187番1ほか

ネクステージ寝屋川店

### (3) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び名称並びに代表者の氏名

愛知県名古屋市中区栄四丁目1番1号 中日ビル15階

株式会社ネクステージ

代表取締役 広田 靖治

### (4) 変更年月日

令和7年8月1日

## 2 届出年月日

令和8年4月15日

## 3 縦覧の期間及び方法

### (1) 期間

令和8年6月5日から同年10月5日まで

### (2) 方法

ア インターネットの利用による縦覧

大阪府の大規模小売店舗立地法に係るホームページ

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110060/shogyoshien/daikibokouritenpo/index.html#todokedejoukyou>)

イ 書面による縦覧

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階

大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課

4 意見書の提出先

〒559-8555 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階  
(TEL (06) 6210-9497)

大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課